佐久市予防接種健康被害調查委員会条例

(設置)

第1条 予防接種による市民の健康被害に対する適正かつ円滑な処理について調査審議するため、佐久市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(任務)

第2条 委員会は、予防接種による健康被害の発生に際し、当該事例について市長の諮問に応じ、審議調査するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度市長が委嘱する。
 - (1) 佐久保健所長
 - (2) 佐久医師会員
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長)
- 第4条 委員会に会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民健康部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。